

# 飯舘村ソーシャルネットワーキングサービス運用方針

令和6年10月1日策定

## 第一条 趣旨

この方針は、民間企業が提供するソーシャルネットワーキングサービスを利用したさまざまな情報発信を目的とし、飯舘村が開設する各種公式ソーシャルネットワーキングサービスの適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定める。

## 第二条 定義

- 一 本方針におけるソーシャルネットワーキングサービスとは、フェイスブック、X（旧ツイッター）、LINE、インスタグラム、ユーチューブなどのインターネット上のサービスを利用して、情報を発信、あるいは相互に情報のやりとりを行うことができる情報の伝達媒体をいう。
- 二 飯舘村が運用する各ソーシャルネットワーキングサービスを総称して、飯舘村公式ソーシャルネットワーキングサービス（以下「公式SNS」という。）とする。

## 第三条 運用管理者及び運用主体

- 一 公式SNSの適切かつ円滑な運用を図るため、公式SNS運用管理者（以下、「運用管理者」という。）を置く。
- 二 運用管理者は、村づくり推進課長をもって充て、次に掲げる業務を行う
  - 1 公式SNSのアカウント登録・ID・パスワード管理に関すること
  - 2 公式SNS全体の構成及び調整に関すること
  - 3 公式SNS上で発信する情報の内容に関する指導・助言に関すること
  - 4 運用方針又は運用手順の策定に関すること

## 5 その他、公式SNSの運用に関すること

三 公式SNSの運用主体は、飯館村課設置条例（昭和33年4月1日条例第10号）第1条に掲げる課等（出先機関を含む）、会計室、教育委員会事務局（出先機関及び教育機関を含む）、議会事務局、監査委員会事務局、農業員会事務局、選挙管理委員会事務局及び飯館村より委託等の形で業務を請け負う民間事業者とする。

### 第四条 アカウント運用者の明示

なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式SNS名及びアカウントを飯館村公式ホームページ（以下、「公式HP」という。）上に明示する。

### 第五条 情報発信内容

公式SNSを活用して発信する情報は、次に掲げるものとする。

- 一 公式HP、広報いいたて等に提供した情報
- 二 第三条第三項に定める運用主体が主催・共催・後援するイベント情報、観光情報、防犯情報、獣害情報、災害情報又は特別に各課より依頼があった情報
- 三 前各号に掲げるもののほか、運用管理者又は各発信部署の管理職員（以下、「各管理職員」という。）が必要と認める情報

### 第六条 運用方法

- 一 飯館村は、新たに公式SNSの運用を開始する場合、運用手順を定めるものとする。
- 二 公式SNSで投稿等をする者は、各管理職員が指定する者とし、投稿等に関する責任は各管理職員が負うものとする。
- 三 情報の発信時間は、原則開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、休日に開催されるイベント、各種行事等の現況・結果など

について情報発信する場合、公式SNSの特性や情報発信の即時性を考慮し、各管理職員の判断により情報を発信できるものとする。

四 公式SNSの利用に当たっては、飯舘村が所有する端末又は飯舘村が認めた端末を使用しなければならない。

五 公式SNSに投稿された意見等には、原則返信しないものとする。

## 第七条 禁止事項

次の各号に該当する投稿又はコメントを禁じる。該当する場合、運用管理者は予告なく削除できるものとする。

- 一 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- 二 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- 三 政治、宗教活動を目的とするもの
- 四 著作権、商標権、肖像権など市又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- 五 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- 六 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- 七 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- 八 本人の承諾なく個人情報や特定、開示、漏えいする等プライバシーを害するもの
- 九 有害なプログラム等に誘導するもの
- 十 わいせつな表現などを含む不適切なもの
- 十一 その他、運用管理者が不適切として判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

## 第八条 著作権

公式SNS掲載情報（テキストや画像等）に関する知的財産権は飯舘村又は正当な権利を有する者に帰属する。利用者は「私的使用のための複製」や「引用」など著作権上認められた場合及び公式SNS上での「シェア」機能等の使

用による転載などを除き、無断で複製・転載してはならない。

#### 第九条 リンク先

公式SNSのリンク先は、原則として公式HP及び公式SNS間のみとする。ただし、国、県、他の公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に運用管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

#### 第十条 運用停止または終了

飯舘村は、公式SNSの運用が困難になった場合には、その理由を公式HPに明記し、運用を停止又は終了することができるものとする。

#### 第十一条 免責事項

- 一 飯舘村は、公式SNS掲載情報の正確性には万全を期すが、利用者が公式SNSの情報を用いて行う行為についていかなる場合も一切の責任を負わないものとする。
- 二 飯舘村は、利用者間若しくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとする。
- 三 飯舘村は、予告なく公式SNS運用方針の変更や運用方法の見直し又は運用を中止する場合があるものとする。